

関係市町村等教育委員会
公立社会教育施設（文化施設）
災害復旧事務担当課長 殿

宮城県教育庁生涯学習課長
（公印省略）

公立社会教育施設災害復旧事業の実績報告書の提出について（通知）

標記のことにつきましては、交付決定通知文書にも記載いたしましたとおり、国庫負担事業の完了又は国の会計年度が終了したときは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」第14条の規定に基づき、国庫負担事業の成果を記載した実績報告書に關係資料を添えて県に報告することとなっております。

貴市町村の対象施設に係る公立社会教育施設災害復旧事業が完了した場合は、下記のとおり実績報告書と事業完了の確認資料を提出願います。

記

- 1 提出期限：補助事業の完了の日から30日以内又は交付決定した年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日まで
- 2 提出書類：（1）実績報告書
（2）施設別表（完了した場合・未完了の場合）
（3）契約工事費内訳明細書の写（1）もしくは補助対象経費算出表
（契約工事費内訳明細書を省略する場合は必ず補助対象経費算出表を提出してください。）
（4）配置図及び平面図（1）
（5）契約書本文の写（無い場合は、請書の写又は見積書の写等）（2）
（6）竣工(完了)検査調書の写（無い場合は、引渡書の写又は請求書の写等）（2）
（7）復旧後の写真（2～3枚程度）（2）
（8）事務費内訳書（様式自由）（3）

実績報告書は、交付決定を受けた施設について提出してください。

なお、未完了の場合は1）実績報告書と2）施設別表のみの提出で結構です。

- （1）申請時より交付決定の内容と変更がない場合は省略できる。
- （2）事前着工し、復旧工事が全て完了した状況を現地調査時に確認している場合は、省略できる。
- （3）事務費内訳書に記載する各経費については、経費区分毎に詳細に記載すること。

担当：生涯学習課社会教育支援班 菅原 朝日田 TEL 022-211-3653 FAX 022-211-3697 E-mail:sugawara-ka894@pref.miyagi.jp
--